



宮 崎 県 公 報

平成25年2月21日(木曜日) 第2464号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 1
- 産業廃棄物処理施設の変更許可申請書の縦覧(2件)……………(循環社会推進課) 1
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(2件)……………(“) 2

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市

頁

- 町村の意見(2件)……………(商業支援課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(“) 3
- 土地改良区の定款変更の認可(3件)……………(農村整備課) 3
- 土地改良区連合の設立認可……………(“) 4
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧……………(都市計画課) 4
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 4

告 示

宮崎県告示第76号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
林薬局	宮崎市	薬局	平成25年2月1日
二葉薬局本郷	宮崎市	薬局	平成25年2月1日

宮崎県告示第77号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成25年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 申請者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
仏坂開発事業協同組合 代表理事 船上聖一郎
日南市大字萩之嶺4683番地
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
日南市大字萩之嶺字桃ノ木城4577番の一部、4580番の一部、45

81番の一部、4583番の一部、4626番の一部及び4627番2の一部、同市同大字字池ノ頭丸野4653番2、4654番、4660番、4630番の一部、4643番2の一部、4663番2の一部、4665番の一部及び4672番の一部、同市同大字字池ノ平4467番、4467番2、4459番2、4459番の一部、4463番の一部及び4473番の一部並びに同市同大字字蘇ヶ瀬田尾4452番の一部及び4454番の一部

- 3 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)並びに廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
- 5 申請年月日
平成24年12月11日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県日南保健所並びに日南市総務課及び美化推進課
(2) 期間
平成25年2月21日(木曜日)から平成25年3月21日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- 7 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課
(2) 期間
平成25年2月21日(木曜日)から平成25年4月4日(木曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)
- 8 意見書の記載事項等
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見

書提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第78号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第15条の2の6第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成25年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 申請者の氏名及び住所並びに代表者の氏名
王子製紙株式会社 代表取締役 渡邊正
東京都中央区銀座四丁目7番5号
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
日南市大字戸高字小屋敷2207番
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設（以上同一施設）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類、木くず及び紙くず
- 5 申請年月日
平成24年11月20日
- 6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課、宮崎県日南保健所並びに日南市総務課及び美化推進課
(2) 期間
平成25年2月21日（木曜日）から平成25年3月21日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 7 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県環境森林部循環社会推進課
(2) 期間
平成25年2月21日（木曜日）から平成25年4月4日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 8 意見書の記載事項等
意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年2月21日から平成25年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字板谷字木之口 386番16地 先から同郡同村同大字 同字 368番 1地先まで	旧	5.7 ~ 44.4	1688.1
					9.4 ~ 45.0	1010.2
				新	5.0 ~ 46.4	1688.1
					9.4 ~ 55.8	1010.2

宮崎県告示第80号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年2月21日から平成25年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市大字鏡洲字九平 3969番1地 先から同市同大字同字 3957番1地 先まで	旧	4.2 ~ 20.2	134.8
				新	12.4 ~ 25.6	134.8

宮崎県告示第81号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年2月21日から平成25年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	児湯郡西米良村大字板谷字木之口 386番16地 先から同郡同村同大字	平成25年2月21日

同字 368番
1 地先まで

宮崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 2 月21日から平成25年 3 月 7 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市大字鏡洲字九平3969番 1 地先から同市同大字同字3957番 1 地先まで	平成25年 2 月21日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル恒久店
宮崎市恒久上代1527- 1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成24年11月29日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成25年 2 月21日から平成25年 3 月21日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス吉村店
宮崎市吉村町東部第二土地区画整理事業地内 (56区画)
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成24年12月14日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成25年 2 月21日から平成25年 3 月21日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
100満ボルト宮崎東店
宮崎市新別府町麓 358番地 1 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成24年12月 5 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成25年 2 月21日から平成25年 3 月21日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から平成24年11月26日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、小丸川土地改良区（高鍋町）から平成24年12月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）から平成25年 1 月29日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第10条第 1 項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）の設立を認可した。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年 2 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
えびの市
- 2 都市計画の種類及び名称
えびの都市計画道路
3・5・14号 京町南部線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県小林土木事務所

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年 2 月11日現在次のとおりである。

平成25年 2 月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	18,610人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）	221,745人

宮崎県選挙管理委員会告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年 2 月11日現在次のとおりである。

平成25年 2 月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,884人
---------------------	---------